平成27年度　第二種金融商品取引業者説明会

「第二種金融商品取引業者に対する監督の現状等について①」

平成28年2月17日

財務省関東財務局

目次

１．平成27事務年度金融行政方針について
２．協会加入・未加入状況等について
３．投資型クラウドファンディングの現状について

1．平成27事務年度金融行政方針について

はじめに

■ 金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、平成27事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として公表。

■ 本方針の進捗状況や実績等を継続的に評価し、平成28年6月を目途に、「金融レポート（仮称）」として公表する予定。また、その評価を翌事務年度の方針に反映（PDCAの実施）。

Ⅰ．金融行政の目的　- 金融行政の目指すもの -

■　金融行政を取り巻く環境が急激に変化する中においても、

① 質の高い金融仲介機能が発揮されること、

② （金融仲介機能の発揮の前提として）将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されることにより、

⇒　企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大がもたらされる。

このような姿の実現を目指し金融行政を行う。

Ⅰ．金融行政の目的 - 金融・経済の環境変化への対応 -

■　金融行政を取り巻く経済・市場の環境は以下のとおり変化。

➢ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まり

✓ 世界経済の成長率が趨勢的に低下
✓ 世界的な金融緩和
✓ 国際的な金融規制の進展

⇒

✓ 金融緩和が資産価格に影響
✓ 銀行部門のレバレッジが低下する一方で、ノンバンクの資産規模が増大
✓ ストレス時における市場の流動性低下懸念の増大

➢ IT技術の急速な進展により金融にも大きな変革の動き ⇒ サイバー攻撃の脅威に対するセキュリティの確保が喫緊の課題

金融システムの安定を維持し、金融仲介機能の適切な発揮を促す

⇒ デフレからの脱却を目指す政府の取組みを金融面から支援していくとともに、金融行政方針に記載する施策について重点的に取組みを進めていく

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策（1/6）

1．活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

【課題】

■ これまで、長期にわたるデフレの継続

- 家計金融資産、機関投資家の運用資産は、元本保証型の商品を中心に運用
- 金融機関も、こうした状況を前提とした経営・資産運用

⇒ 株式等のリスク性資産への投資が進まない状況

【目指す姿】

■ デフレからの脱却と経済の持続的成長を目指す経済環境下では、資金の貸し手、受け手、仲介業者のいずれにとってもよりバランスのとれた姿の実現が望まれる

- 販売会社が、真に顧客のためになる質の高い金融商品・サービスを提供

⇒ 顧客の安定的な資産形成を促進

⇒ 販売会社の収益が確保

目指す姿の実現

- **リスクマネーの適切な供給**
- **厚みのある株式市場・社債市場等の発展**
- **グローバルな金融機関の我が国への集積**

→

より活力ある市場の実現を可能に

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策（1/6）

具体的重点施策

（1） 経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れの実現

① NISAの更なる普及と制度の発展

② 企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと向上

③ フィデューシャリー・デューティーの浸透・実践

- 金融機関の行動が、真に顧客のためになっているかを検証するとともに、この分野における民間の自主的な取組みを支援
  - ✓ 販売会社においては、顧客本位の商品販売の選定、顧客本位の経営姿勢と整合的な業績評価、商品のリスク特性や各種手数料の透明性の向上、これらを通じた顧客との間の利益相反や情報の非対称性の排除等

④ 金融機関による資産運用の高度化の促進

⑤ 成長資金の供給の促進と市場の整備

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策(2/6)

目指す姿

２．金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

■　金融仲介機能の十分な発揮を促す。

■　金融システムの健全性を維持する。

- 市場混乱時や景気の下降局面において、金融機関が企業・経済を十分に支えられるためには、金融システムが健全であることが必要

- 人口減少や高齢化の進展、IT技術の急速な進展に適切に対応し、我が国金融業が将来にわたり質の高いサービスを提供出来るよう、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを進めていくことが必要

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策(2/6)

具体的重点施策

(2)　金融システムの健全性維持(景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

②　経営管理態勢・リスク管理等の水準向上

■　国内で活動する金融機関

- 金融機関の経営環境が厳しさを増す中、健全性を維持し将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するため、自らのビジネスモデルの持続可能性について検討し、中長期的な経営戦略を策定・実行するとともに、強固な経営管理態勢を構築することが重要

(イ)　金融商品取引業者等

c)　金融商品取引業者等へのモニタリングの枠組み

- 規模・特性等を踏まえつつ、監督部局・監視委員会において、これまで以上に連携を強化し、オンサイト・オフサイトを有機的に活用

⇒　より効果的・効率的なモニタリングを実施出来るよう、モニタリングの枠組みの見直しを検討し、順次実施

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策（3/6）

３．顧客の信頼・安心感の確保

■ 金融機関が適切な利用者保護・法令等遵守を図りつつ業務運営を行うことは、顧客の信頼・安心感の確保、円滑な金融仲介機能の発揮につながると考えられる

⇒ 顧客の信頼を損ねることがないよう、詐欺等への対応も含め、利用者保護・法令等遵守を徹底することが重要

- 高齢者に対する適切な勧誘販売態勢の整備
- 相談・苦情態勢の整備
- インターネット等を利用した非対面取引の安全対策への対応
- 顧客保護等の観点からの各種業者等への対応
  - ✓ 第二種金融商品取引業者への対応
    - 昨年5月に施行された改正金融商品取引法により、協会未加入の業者は、同協会規則に準じた内容の社内規則整備等を義務付けられたことを踏まえ、必要に応じた監督対応を行う
  - ✓ 金融犯罪・無登録業者への対応
    - 悪質・詐欺的な投資勧誘に対しては、警察当局や消費者庁等と連携して対応
    - 無登録業者に対しては、警告書を発出・公表し、投資者への注意喚起を行う
    - 海外の無登録業者には海外当局への情報提供を行う等対応
    - 関係団体や金融商品取引業者等に対し、犯罪防止等に向けた取組みを促す

Ⅱ．金融行政の目指す姿・重点施策（6/6）

６．その他の重点施策

（1）　東日本大震災からの本格的な復興の支援

（2）　マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

（3）　反社会的勢力との関係遮断

（4）　金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

（5）　業務の継続態勢の整備

（6）　システムの安定稼動

（7）　情報セキュリティ管理の徹底

２．協会加入・未加入状況等について

ファンド販売業者に対する規制の見直し（　平成26年改正金商法　）

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

○　ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

○　左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。

（第40条の3の2　金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）

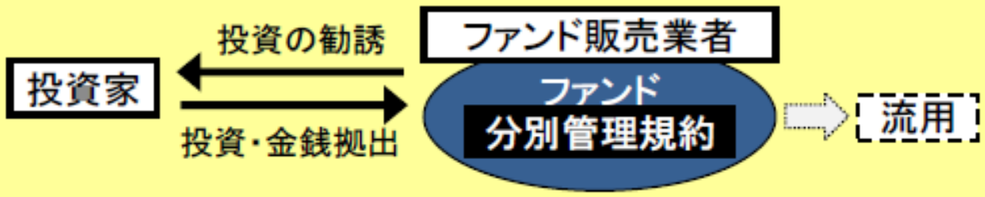

国内拠点設置等の義務付け

○　海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

○　ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。

（第29条の4　登録の拒否）

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会（自主規制団体）への加入促進

○　協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則（自主規制ルール）が適用されない。

《改正後》

○　協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け、協会への加入促進を図る。

○　上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。（第29条の4 登録の拒否）

※　証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

協会（自主規制団体）への加入促進対応

① 第二種金融商品取引業協会への加入状況

・ 各ファンド販売業者に対し、金融庁、財務局及び二種業協会が連携して可能な限り協会加入を慫慂。

○ 二種業協会への加入業者　210社（約30%）〔H27.12末〕

（参考）平成26年5月時点（改正金商法公布前） 9社

② 未加入業者への対応状況

・ 二種業協会未加入業者に対しては、協会規則に準じた社内規則等の整備状況を確認するための報告徴取命令を発出。

未加入業者においても、二種業協会の自主規制に沿って業務を行うことが必要

３．投資型クラウドファンディングの現状について

投資型クラウドファンディングの利用促進

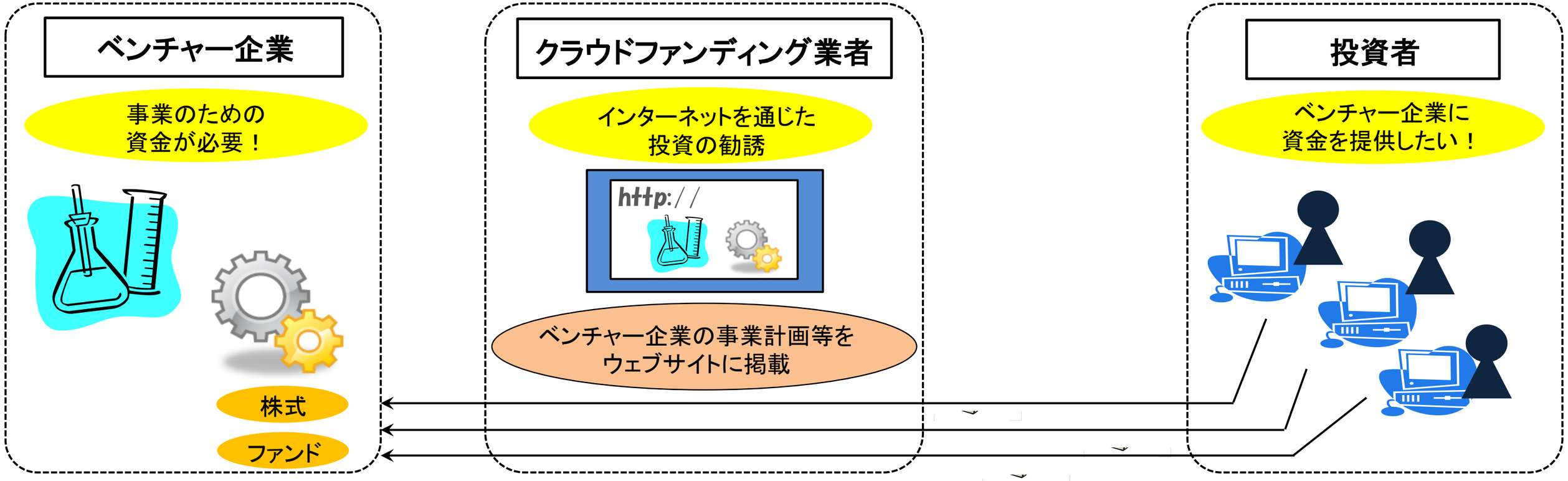

《改正前》

・有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
（「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者　～兼業規制あり、最低資本金5,000万円）
（「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者　～兼業規制なし、最低資本金1,000万円）

・非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等	• 少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準(注2)を引下げ。 • 非上場株式の勧誘を、少額(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。
投資者保護のためのルールの整備	• 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。

（注1）発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

（注2）第一種金融商品取引業者：（現行）5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者：（現行）1,000万円 ⇒ 500万円。

電子募集取扱業務について（留意点）

①貴社のホームページにおいて、個別のファンド持分や不動産信託受益権等の金融商品の情報を掲載する場合

②ホームページ上で顧客が契約締結の申込みを行わなくても、電子募集取扱業務に該当

③貴社を管轄する関東財務局（財務事務所）担当課宛に相談

例えば、ホームページ上で
- ○個別商品の概要
- ○手数料
- ○予想利益率
- ○申込み期間
- ○問い合わせ先（連絡先）

などの情報を掲載する場合

ご清聴ありがとうございました